

令和3年度第12回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和3年度第12回定例松本市教育委員会会議録

令和3年度第12回定例松本市教育委員会が令和4年3月24日午後3時00分教育委員室に招集された。

令和4年3月24日（木）

議 事 日 程

令和4年3月24日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

- 第1号 松本市立小中学校小規模特認校への通学支援実施要綱の制定について
- 第2号 松本市教育委員会事務点検評価委員会の設置について
- 第3号 松本市教育次長及び教育監事務分担等規則の制定について
- 第4号 史跡松本城整備基本計画策定委員会の設置について
- 第5号 松本市教育委員会組織規則の一部改正について
- 第6号 松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について
- 第7号 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について
- 第8号 松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について
- 第9号 松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正について
- 第10号 まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱の一部改正について
- 第11号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会設置要綱の一部改正について
- 第12号 松本市博物館資料等取得に関する取扱要綱の一部改正について
- 第13号 松本市立小・中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱の一部改正について
- 第14号 松本市立小学校、中学校条例施行規則の一部改正について
- 第15号 松本市学校給食実施規則の一部改正について
- 第16号 松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部改正について
- 第17号 松本市公民館運営審議会規則の一部改正について
- 第18号 松本市成人式について【非公開】
- 第19号 地区公民館長の任命について【非公開】
- 第20号 松本市指定文化財の指定について

【報告】

- 第1号 美術館のリニューアルオープンについて
- 第2号 令和4年松本市議会2月定例会の結果について
- 第3号 令和3年度教育部各課事務事業報告について
- 第4号 令和3年度海洋教育パイオニアスクールプログラムの取組みについて
- 第5号 各種学校への補助金交付に関わる視察調査結果について【非公開】
- 第6号 指導上の措置について【非公開】

第7号 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について

[周知]

1 春の大型連休における教育施設の開館について

[その他]

教 育 長 伊 佐 治 裕 子

〔出席委員〕

| | |
|----------|---------|
| 教育長職務代理者 | 小 柳 廣 幸 |
| 教 育 委 員 | 橋 本 要 人 |
| // | 佐 藤 佳 子 |
| // | 春 原 啓 子 |

〔出席職員〕

| | |
|-----------------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 藤 森 誠 |
| 教 育 政 策 課 長 | 赤 羽 志 穂 |
| 学 校 教 育 課 長 | 塚 田 雅 宏 |
| 学 校 施 設 担 当 課 長 | 丸 山 丈 晴 |
| 学 校 支 援 セ ン タ ー 長 | 高 野 毅 |
| 学 校 給 食 課 長 | 三 代 澤 昌 秀 |
| 生涯学習課長 兼 中央公民館長 | 高 橋 伸 光 |
| 中 央 図 書 館 長 | 小 西 え み |
| 文 化 財 課 長 | 竹 原 学 |
| 文 化 財 課 課 長 | 白 井 邦 彦 |
| 城 郭 整 備 担 当 課 長 | 竹 内 靖 長 |
| 博 物 館 長 | 木 下 守 |
| 基 幹 博 物 館 建 設 担 当 課 長 | 中 原 和 彦 |

〔事務局〕

| | |
|----------|---------|
| 教育政策課 | |
| 教育政策担当係長 | 三 澤 良 彦 |
| 教育政策担当係長 | 小 澤 弥 生 |
| 教育政策担当主査 | 伊 藤 明 広 |

《開会宣言》 午後3時00分

伊佐治教育長は令和3年度第12回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 第12回定例教育委員会を始めます。今年度最後の定例教育委員会でございます。案件が多いですけれども、おおむね6時には終了できるように目指していきたいと思っていますけれども、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、お手元に配ってあります名簿があるかと思えます。本日、県教育委員会で内示がありまして、松本市の校長先生ということで名簿を配らせていただきましたのでご覧ください。一番の上の表が校長の昇任者を含めた名簿になっております。それから(2)が退職の校長先生と異動される方です。これをご覧くださいますと、(2)の校長退職者のところのナンバー1の後任者の欄ですけれども、学校教育課学校支援センターの高野センター長が異動になりまして、旭町小学校の校長先生になられます。

それから、もう1枚、赤字が入った名簿をご覧くださいと思います。こちらは先日松本市の内示がありましたけれども、この教育委員会の事務局名簿になります。教育委員会の新たな組織図と合わせてご覧いただければと思います。

まず、以前お知らせしましたとおり、教育次長と教育監の部長級が2人ということになりますが、藤森部長の後任は教育次長ということで逸見和行福祉政策課長です。それから、学校教育を主に分担する教育監ということで坂口俊樹先生です。坂口先生は、以前、当時の学校指導課指導主事としていらした先生で、信州新町中学校長から転入ということで来ていただくこととなります。

以下、教育政策課から赤字のところは新しい方になります。

そして2番の教育文化センター所長ですが、現在、生涯学習課長兼中央公民館長を務めています高橋課長が再任用ということで所長を係長職で務めていただくこととなります。

それから3番の教育研修センターですが、ここに先ほど旭町小学校のところに退職校長としてお名前がありました大久保和彦先生に教育研修センター長ということでおいでいただくことになりました。大久保先生は、旭町小学校長の前に県教育委員会の義務教育課で主幹指導主事や教育幹を務められ、教育行政に極めて高い見識をお持ちで、任期付の一般職としておいでいただくことになっております。

そして6番に学校支援室長とありますけれども、これは教育監が事務取扱ということで兼ねることになります。

それから8番と14番は、それぞれこのような内示になっております。

裏面をご覧くださいますと、県から派遣の教育職員としておいでいただく指導主事の皆さんになります。現在、学校支援センターで、特別支援教育を担当していただいた矢口先生と、スポーツの関係を主に担当していただいた中島先生がそれぞれ教頭に昇任されて現場に戻られます。その代わりに1名増員となりまして上から3名の先生方がおいでになります。一番下は教育研修センターのセンター長補佐として、こちらは会計年度任用職員になりますが、新たに大久保先生の下で補佐的な役割を務めていただく湯本武司先生です。湯本先生は一昨年まで開智小学校長、鉢盛中学校長をお務めいただき、一旦退職された後、今年度は開成中学校で数学の一般教員を再任用でお務めいただいておりますが、こちらに教育研修のお仕事ということで来ていただくことになりました。あわせてお知らせをしたいと思います。

以上の件について、何かご質問はありますでしょうか。皆さんおいでになりましたら、ご挨拶の機会を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議録の承認についてです。令和3年度の第6回と第7回定例教育委員会、それから第8回と第9回の臨時教育委員会の会議録につきまして、事前に皆さんにお送りをしてありましたが、ご承認ということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

《署名委員の指名》

教育長 本日の会議録の署名委員ですが、小柳職務代理者、それから橋本委員にお願いいたします。

《議案審議》

教育長 本日の案件ですが、議案が20件、報告が7件、周知が1件となります。大変議題が多くなっておりますけれども、このうち4件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条の7項に基づいて非公開ということでお願いをしたいものですが、これは人事に関する事件、その他の事件について教育長

または委員の発議によって出席者の3分の2以上の多数で否決したときは公開しないことができるとの規定です。

まず、非公開の1件目ですが、議案第18号の松本市成人式についてですが、こちらは議会協議が必要ということで予算を伴うものになりますので、議会協議前ということで非公開にしたいもの。それから議案第19号の地区公民館長の任命については人事に関するため、非公開にしたいものです。次に裏面の報告の第5号の各種学校への補助金交付に関わる調査結果についてですが、学校法人が公開していない情報が含まれるため非公開にしたいもの。それから報告の第6号の指導上の措置は個人情報が含まれるため非公開にしたいものですが、非公開とすることについてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

はい、ありがとうございます。

それでは、この4件は最後に協議をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。なお、協議の内容については、案件によって公開できる時期になりましたら、会議録を公開したいと思います。

それでは、本日の審議に入りたいと思いますが、今日は美術館からの報告事項を最初にご審議お願いしたいと思います。

<報告第1号> 「美術館のリニューアルオープンについて」の策定について

美術館副館長 報告第1号「美術館のリニューアルオープンについて」説明

教育長 ご質問などありましたらお願いします。いかがでしょうか。

このカフェレストランの読み方がよく分からないのですが、ここはどちらの方でしょうか。

美術館副館長 これは食堂&カフェヤマヤマというフランス料理のお店です。西堀通のところにあるフランス料理店をやっている方がリーズナブルな値段で2号店として出店されるお店です。

教育長 先ほどのお話にありましたが、4月20日の内覧会には教育委員の皆さんにもご案内いただけるということでしたか。

美術館副館長 ご招待状をご用意させていただきますので、ぜひ、お越しいただけたらと思います。

教育長 ぜひ新しい美術館と正倉院展にお出かけいただきたいと思います。

美術館副館長 よろしく願いいたします。

教育長 ほかにご質問はありますか。

佐藤委員 リニューアルオープンとはまた違う観点ですが、改修中にパルコd e美術館を開催されていて、私も何回か足を運ばせていただきましたが、普段足を運ばないような層も美術館の収蔵物等に触れるととてもいい機会だったと思うので、その成果といいますか結果等もまたいずれご報告いただけるような機会があればありがたいと思っています。

美術館副館長 目標観覧者数4万人で計画をしておりました。コロナの影響で観光需要がなかなか戻らない中で、最終日には4万人の約7割、2万8,511人という結果になりました。SNSを使っていろいろ発信をした中で、いろいろな投稿をいただきながら大変に話題になり、街中の気軽な商業施設でアートが見られるというのはすばらしいことだというような反響の声を多数いただいております。

教育長 それでは、この案件については承認としたいと思います。ありがとうございました。

最初に戻りまして、議案第1号から順番に協議していきたいと思います。

<議案第1号> 松本市立小中学校小規模特認校への通学支援実施要綱の制定について

教育政策課長 議案第1号「松本市立小中学校小規模特認校への通学支援実施要綱の制定について」説明

教育長 ご質問などありましたらお願いします。いかがでしょうか。

小柳委員 第2条について、小規模特認校はその学校の通学区と通学区域外という区分があり、「通学区」というものがよくわからないのですが、小規模特認校には通学区はあるということですか。

教育政策課長 通学区域とは、通常、市が町会ごとに決めている通学区域ですが、それ以外のところから、区域外からでも就学できるようにするというものが特認校です。

小柳委員 すると、小規模特認校は既に学区がない学校ということになります。

教育政策課長 通学区は通学区としてあるのですけれども、通学区域外からも就学できるといった整理をしているものです。

教育長 もともとの安曇地区の通学区域ということです。

小柳委員 今回の小規模特認校の場合、安曇小学校の従来の通学区を持っているということですか。

教育長 持っているということです。

小柳委員 わかりました。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

春原委員 安曇小中学校をなぜそういう特認校に制定したかという過程を考えると、これから利用したいという人も増えてくるということなのではないでしょうか。

 見込みといたしますか、来年度初めてですから、例えばタクシー3台となっていますが、見込みが違う場合には弾力的に教育委員会の判断によって変わることもあると考えていいわけですか。

教育政策課長 先ほど申しあげたように、弾力的にといったものなのですけれども、例えば、登校時間は皆さん一緒ですけれども、下校時間が学年によって違ってくることがあったりしまして、そこで小学校低学年の早い下校時間、それから高学年の時間、部活動の時間といったようなものがある、人数によっては4人で乗れない、5人ということもあるかと思えます。その部分はできるだけ柔軟に対応して皆さん利用できるようにしたいと思っています。また、ご希望によって今月は利用しないけれどもというところも対応できるように、前月の25日までに月ごとに希望を取って対応したいと思っております。

教育長 今のところ何人ぐらいですか。

教育政策課長 これまで、令和3年度の全校児童生徒数が38人で、そのうちの8人が区域外からの児童生徒でした。令和4年は全児童生徒数が44人、そのうちの15人が区域外の児童生徒数ということで、うち令和4年から新転入学をするお子さんが7名いらっしゃいます。

教育長 ほかには何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

 では、これについては承認とします。

<議案第2号> 松本市教育委員会事務点検評価委員会の設置について

教育政策課長 議案第2号「松本市教育委員会事務点検評価委員会の設置について」説明

教育長 以前、研究会などでも社会教育委員の任務から絞って、専門的な方をお願いしたいとご相談をしてきたものですが、ご質問、ご意見あったらお願いいたし

ます。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案2号については承認としたいと思います。

<議案第3号> 松本市教育次長及び教育監事務分担等規則の制定について

教育政策課長 議案第3号「松本市教育次長及び教育監事務分担等規則の制定について」説明

教育長 先ほどご覧いただいた組織図のように部長職が二人体制となりますので、教育監は学校教育関係のソフト面を主に担っていただくことになると思います。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

橋本委員 整理はこのとおりだと思うのですが、逆に質問ですが、教育政策課が共同処理事務になると大変ではないですか。基本、教育次長が教育政策課を所掌し、重要な施策の企画及び調整に関する事務のうち教育監担当の関連案件について関与するとしたほうが、何かすっきりするような気がするのですが。その辺、実際問題としてどうですか。

教育政策課長 教育政策課に、今回、附属施設として新たに教育研修センターができます。教育研修センターにつきましては、事務分掌で教育政策課についているものですけれども、学校支援センターの指導主事の先生方も関わってくることでもあり、重なる部分もありまして、確かに複雑かなとは思いますが、そういったことで教育政策課のものは共同処理という整理をしました。

教育長 私も一緒に考えましたけれども、教育政策課の事務が教育委員会全体の調整に関わる事務になってくるので、教育政策課の事務を一旦教育次長とつけたとしても、トータルで教育次長と教育監にレクをしたり、それから決裁も両方で取ったりというようなことが実際は出てくるかと思えます。そういったことでここに共同処理事務とさせていただいたものです。実際、これで運用してみて、もし分けられることがあれば分けていくということもあるかと思いますが、当面は教育委員会の統括的なことが教育政策課はほとんどになるので、運用してみてということはいかがでしょうか。

橋本委員 私は、かえってやりにくいかなと思って、意見というよりも質問です。

教育長 そうですね。実際の政策的なことはお二人ともに把握をしていただく必要があると思います。ただ、サービスの管理は教育次長がすることになると思うので、そこは整理をしておく必要があると思います。

ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、こちらはこれで承認いただくこととします。実際に運用上で何か不都合が出てきたらその時点で、ご相談して進めていけたらと思います。

<議案第4号> 史跡松本城整備基本計画策定委員会の設置について

城郭整備担当課長 議案第4号「史跡松本城整備基本計画策定委員会の設置について」説明
教育長 要綱案に「委員会は、委員は10人以内をもって組織する」とありますが、

1枚目の資料に8名としているのは、何か理由があるのでしょうか。

城郭整備担当課長 これは、これまで史跡松本城整備研究会にご参加をいただいている委員の方を中心に8名の方を想定しております。そのほかに指導助言者として長野県教育委員会とそれから文化庁に出席を依頼する方向で考えてございます。

小柳委員 私もこの場合は10名以内としたほうがいいのではないかと思います。

教育長 そうですね。これから新しく設置する委員会ということですよ。

城郭整備担当課長 はい。新しい委員会です。

教育長 だとしたら、要綱が10人以内となっているので、ここは10人としておいて、実際に委嘱をするときには8人になるということも出てくるかもしれないですよ。

城郭整備担当課長 わかりました。

教育長 ほかに、ご質問ございますか。よろしいですか。これはまた選任した後、報告をいただけるということですよ。議案第4号については、2(2)8名を10名に修正したうえで、承認としてよろしいでしょうか。それでは、承認したいと思います。

次の議案第5号から第12号までですが、全て行革に基づく組織の見直しに伴う所用の改正となっていますので、一覧表が皆さんのお手元にお配りしてあるかと思うのですが、一括して教育政策課長から説明をお願いします。

<議案第5号> 松本市教育委員会組織規則の一部改正について

教育政策課長 議案第5号「松本市教育委員会組織規則の一部改正について」説明

<議案第6号> 松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について

教育政策課長 議案第6号「松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正

について」説明

<議案第7号> 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について
教育政策課長 議案第7号「松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について」説明

<議案第8号> 松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について
教育政策課長 議案第8号「松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について」説明

<議案第9号> 「松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正について
教育政策課長 議案第9号「松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正について」説明

<議案第10号> まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱の一部改正について
教育政策課長 議案第10号「まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱の一部改正について」説明

<議案第11号> 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会設置要綱の一部改正について
教育政策課長 議案第11号「特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会設置要綱の一部改正について」説明

<議案第12号> 松本市博物館資料等取得に関する取扱要綱の一部改正について
教育政策課長 議案第12号「松本市博物館資料等取得に関する取扱要綱の一部改正について」説明

教育長 たくさんの議案になりますが、どこからでも結構ですのご質問がありましたらお願いします。

小柳委員 議案第5号についてです。学校給食課に関わるところで、1枚目の2の主な改正内容の(8)ですが、学校給食課の所掌事務に市費負担教職員の任免とあ

りますが、この学校給食課の管轄するところでの市費負担の教職員とはどういう人のことを指しているのですか。

教育政策課長 栄養士ということで、県から派遣されている方もいらっしゃいますが、市雇用の方もいらっしゃいます。

小柳委員 わかりました。

教育長 今までも本来はなければいけなかったものが、今回の点検で見つかったということですね。

小柳委員 もう1点尾根が強いです。13分の10ページの右側の22番に就学支援に関することとありますが、左側では就学指導となっています。就学支援になることはいいのですけれども、この部分から心身障害者が取れたのはなぜですか。取れた理由があれば教えてください。

教育政策課長 心身障害者という言い方について少し変わったと聞いてはいますが、学校教育課に確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

小柳委員 お願いします。

教育政策課長 申し訳ございません。確認します。

教育長 今回の件は確認をしていただきます。ほかにはいかがでしょうか。

橋本委員 この組織体制の見直しの肝は、新しい教育研修センターをどういう組織的位置づけにするかということだと思っています。先ほどの所掌の話ではないですけど、より近いのは学校支援室なわけですけど、そうではなくて教育政策課の附属施設として教育研修センターを置いたということが、私は大いに評価したいと思います。それはなぜかというと、学校だけに任せるのではなくて、研修センターというのはよりジェネラルな観点から学校の先生方にどういうことを勉強していただくのかということをやっていくことが非常に重要な話ですので、そういう意味で教育研修センターをどういう組織配置にするかということは極めて重要な話で非常にいいご判断されたのではないかと思います。

教育長 その点に関して、赤羽課長どうですか。

教育政策課長 今まで県の総合教育センターに委託していたものですが、より松本市独自の研修を行っていく中で、もちろん学校現場を知っている指導主事の先生たちにも中心になってお願いするところなのですが、教員の人材育成は政策的にも肝になるところなので教育政策課で携わらせていただくということで考えています。ありがとうございます。

春原委員 組織に関連して、コロナの関係でいろいろな連絡をいただきますが、その流れを教えてくださいませんか。例えば、どこかの学校で感染が発生した場合、どういうふうに集約されてきていますか。

教育長 連絡網のようなということですね。各学校長からまずは学校支援センター長に連絡が入ります。それと県の中信教育事務所の主幹指導主事にも連絡がいきます。市教委の中では、センター長と学校長とでどういう対応をするか状況を聞いた上で判断をします。判断に迷う場合は保健所に連絡をして、例えば学級にするか学年にするか全校にするかということの閉鎖範囲や日数を決めて、部課長以下、学校給食課も含めて関係職員に情報共有をします。そして分担を決めてありますが、その後、教育委員、二役それから関係の議員さんにそれぞれ連絡をするということで連絡体制を取っています。

春原委員 そういう中でトラブルはなかったですか。

教育長 トラブルというのはなかったと思います。

春原委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

小柳委員 第9号の区域外就学に関する事務取扱の申請書の様式について、1枚目は指定校変更の申請書なので指定校を変える理由があると思いますが、2枚目の区域外就学申請書は、就学を希望する理由を書くということに違和感があります。むしろ、就学申請書の中に指定校を変更する理由を書くようにしたほうが良いと思います。

教育長 指定校変更と区域外就学はどういう区分けになっていましたか。

教育政策課教育政策担当係長 指定校変更は市内の児童生徒が申請を出すもので、区域外就学はそもそも市外の方がこの学校に通いたい、残りたいといったことで、似たような形ですが、そういったものになります。

小柳委員 わかりました。私の認識不足でした。

教育長 ほかはよろしいですか。

佐藤委員 すみません、細かい文言の表記のことですが、議案第5号の中で2の(5)「Mウイング文化センター」を「松本市ウイング文化センター」に改めるということで、今まで「松本市」がついていなかったということですね。私もよく利用する立場から留意して松本市を今後つけようと思っているのですが、その中で、議案第5号の13分の12ページのところで、中央公民館の9番の変

更前も変更後も松本市とついてますが、ここは今回新たに松本市とついたという
ことであるならば、変更前はなかった、あった。どちらでしょうか。

教育政策課長 こちらは松本市がありました。

佐藤委員 あったのですね。

教育政策課長 すみません。Mウイングには記載がなくて、抜けていたので修正した形にな
っています。

佐藤委員 そういうことですね、わかりました。名称変更ということではなく、抜け落
ちていたところを修正したということですね、承知しました。ありがとうございます。

教育長 ということがままありまして、そこだけを見ているとほかに気がつかないとい
うことがございます。

佐藤委員 それと関連しまして、教育文化センターは松本市教育文化センターですよ。

教育長 通常、条例では施設の名前に松本市というのは大抵入ってくると思います。

佐藤委員 そうすると13分の9ページの変更前の15、変更後の14は教育文化セン
ターとなっていて、ここは松本市が全てついていないのですけれども、この際、
全て整合性を取られたらいかかと思うのですが。

教育長 そうしますと、今、ご意見があったところは、第5号ですけれども、13分
の4ページを見ると、例えば、松本市教育文化センターをみると、松本市教育
文化センターとあるけれども、13分の9ページの事務分掌のところでは、教
育文化センターとなっているので、そこが先ほどのMウイングと整合性が取れ
ないのではないかというご意見でございまして、そこはまた整
理をさせていただくということでいかがでしょうか。

佐藤委員 はい。よろしくお願いいたします。

教育長 先ほどの就学支援のところはわかりますか。

学校支援センター長 まず、心身障害者という言葉なぜ使ったかということですが、
心身障害者という言葉は身体障害及び知的障害を有する者という規定になっ
ております。ですので、本来は特別支援学校に進学される子どもたちを見ていた
わけですが、実際に今、この就学支援委員会に関わっている子どもたちは、
知的障害や身体障害だけでなく自閉症スペクトラム症とか、または発達障
害等々いろいろな特性を持った子どもたちがいます。その子どもたちの適切な
就学場所として特別支援学校のみならず学校における特別支援学級、知的障害

児学級、自情障学級、またはLD等通級指導教室が適切かということ判断しておりますので、心身障害者ではない子どもたちをたくさん対象としています。それから就学指導から就学支援に変わったことについては、以前は就学指導委員会で特別支援学級知的障害学級といった判定を出していたわけですが、法律改正がされまして、保護者の考えが第一、それから本人の同意を取ることになりましたので、就学指導委員会の判定とは違う就学場所に就学する場合が出てきました。ですので、指導ではなく支援に変わりました。

教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。ここも時代に取り残されていたところだったのかもしれないですね。

学校支援センター長 そうですね。心身障害者という言葉自体がいろいろなところを見てもなくなってきています。

教育長 先ほどの第5号の字句のところは、後ほど法制担当とも相談をして整理をさせていただくということで、この場では第5号から第12号までよろしければ一括でご承認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、第5号だけ整理していただきたいと思います。

<議案第13号> 松本市立小・中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱の一部改正について

教育政策課長 議案第13号「松本市立小・中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱の一部改正について」説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。これは現場の意見を聞いてということでしたね。

小柳委員 高速道路を利用した場合ですけれども、高速道路を全区間利用している場合のことを指しているのか、それとも1区間でも利用すればこれに該当ことになるのか質問です。

教育政策課長 そもそも走行距離200キロメートル、上限5時間という利用制限は、高速道路が今のように整備される前からの規定だったとは思いますが、5時間であれば高速道路を利用していない時間を含めたとしても200キロメートルを超えてしまうということが現実ということです。

教育長 部長何かありますか。

教育部長 高速道路を少しでも使えば、この条件に当てはまるかというご質問ですよ。

小柳委員 そうです。

佐藤委員 新旧対照表の承認基準で、第3条（6）の改正後を見ると、1日の運転時間が6時間を超える場合は、承認が必要ということですよ。また、イのほうは、高速道路を利用しない場合にあっては1日の走行距離が200キロメートルを超える場合、承認が必要ということですよ。そうすると、資料の文章と内容に異なる部分があるのではないかと思うのですけれども。

教育長 そうですね。高速道路を利用しない場合ですね。

佐藤委員 逆に言えば、高速道路を利用する場合は、距離要件に上限がないということですよ。

教育長 そうですね、そういうことですね。

佐藤委員 裏を返せばという理解でいいでしょうか。

教育長 ストレートな表現になっていないから分かりにくいですけど。要は、高速道路を利用する場合には走行距離に上限はありません。だけど、高速道路を利用しないときには200キロメートルを超える場合に承認が必要ですよと、そういうことですね。

佐藤委員 そうですね。高速道路利用時であれば上限がないという文言もどこかに明確にあったほうがいいのかとも思いますが。

教育長 高速道路を利用がなくて200キロメートルを超える場合に承認が必要ということ。

小柳委員 超えた場合は、承認をしないと思います。（6）は2の項目で、次の該当の場合承認しないものとすると思いますから。

教育長 校長は承認しないものとする、ただし、社会見学の下見のため市教育委員会に協議した場合を除きとあるので、1日の運転時間が6時間を超えるとき、高速道路を利用せずに200キロを超えるときに市の教育委員会にこういうことで承認してほしいという協議が回ってくるということですよ。

佐藤委員 わかりました。

小柳委員 教育委員会に協議するとすれば、このままでいいと思います。

教育長 それでは13号についてはよろしいでしょうか。

 ありがとうございました。それでは、第13号は承認いたします。

<議案第14号> 松本市立小学校、中学校条例施行規則の一部改正について

学校施設担当課長 議案第14号「松本市立小学校、中学校条例施行規則の一部改正について」説明

教育長 何かご質問等ありますでしょうか。

橋本委員 今回は同意を得ることをだからいいですけど、この改正前の「校内で炊事炊き出し等」とある「等」とは何を予定していたものかわかりますか。改正後は「等」が取れているので、同意を得るのはこの2つだけということですけど。「等」は何のために入っていたか教えてもらいたいです。

学校施設担当課長 炊き出し等の「等」ですね。

橋本委員 わからなければ、それでもいいです。

学校施設担当課長 申し訳ありません。

教育長 時代が相当前に制定されたものなので推測になってしまうかと思います。

橋本委員 何でも含まれるように等を入れてあったということですかね。

学校施設担当課長 恐らく何でも使えるからということだと思います。

教育長 でもこれは、先ほど訓練というお話がありましたが、実際に災害が起きたときには学校が避難所になるので、当然炊き出しはここで行うことになりますよね。

学校施設担当課長 はい、そうです。

春原委員 これ、そもそも昭和39年からずっと見直しがなかったのでしょうか。

学校施設担当課長 細かな改正はありました。

教育長 ありましたが、そこまで思いが至らなかったということもあると思います。

今回そういうものも整理したいと思います。

それでは、第14号につきましては、ご承認いただくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

<議案第15号> 松本市学校給食実施規則の一部改正について

学校給食課長 議案第15号「松本市学校給食実施規則の一部改正について」説明

教育長 ご質問をお願いします。

小柳委員 松本市学校給食申込書と、滞納した場合の申出書とありますが、2つを括った形で表題ができないかと思いました。

学校給食課長 この様式ですが、文部科学省が出している「学校給食費の徴収管理に関するガイドライン」に沿って作成しています。新たに滞納した世帯が発生したとき

にスムーズに徴収ができるというそういうメリットがございます。表題につきましては、ガイドラインに則った表題にしてございます。

教育長 給食を申し込むという中に滞納はしないこと、もしも滞納した場合にはこういう対応をとらせていただくことを承認した上で申し込みますよという様式になっているのだと思います。

橋本委員 これはリーガルな言い方だと思うのですが、支払い期日をもって支払いに充てる旨を同意しますではなくて、申し出ますというのは何か意味がありましたか。

学校給食課長 児童手当法に申し出るようにと書いてあります。実際は同意しますと書面ではなっていますが、申し出ることとありますので申出書になります。

橋本委員 申し出たらその後、同意は要らないですか。

学校給食課長 現行では申出書の中に同意しますという文言が入っているというイメージです。

橋本委員 この書面を提出した時点で同意したとみなされるわけですか。

学校給食課長 はい。ただし、実際に滞納となった場合には、もちろんこちらでも、申込書にこういう同意をされているので児童手当から徴収しますよという案内を出します。

教育長 様式には、「支払いに充てる旨を申し出ます。なお、申出の撤回又は申出の内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき支払いに充てるものとします。」とわざわざしてあるのは、本当に手元にお金がなくて、学校給食費を少し待ってもらって、一旦撤回をして児童手当は振り込んでほしいといったこともあるので、段階を設けているということだと思います。

橋本委員 少し弾力を持たせているということですか。

教育長 そうすることで、児童手当法にも申し出ることになっているのではないのかなと思います。

橋本委員 なるほど、わかりました。

教育長 そこところは、再度確認をしておいてください。

小柳委員 私もわかりました。2の主な改正内容のところに、支払いに充てる旨の申出書の内容を追加するとありました。

教育長 それでは、第15号についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。承認いたします。

<議案第16号> 松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部改正について
学校給食課長 議案第16号「松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部改正について」説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

様式第2号で性別の欄は国の様式なので削除ができないということですが、追加はできるということですので、男女の欄は記入しなくても構いませんということを追加したらどうですか。

学校給食課長 はい。そうですね。

教育長 ほかによろしいですか。

では、承認としたいと思います。

<議案第17号> 松本市公民館運営審議会規則の一部改正について

生涯学習課長 議案第17号「松本市公民館運営審議会規則の一部改正について」説明

教育長 質問ですけれども、条例は松本市公民館条例ですよ。公民館条例第3条に規定する者と書いてありますが、読み上げていただけますか。

生涯学習課長 公民館条例第3条は公民館運営審議会ということで、「本市の公民館事業の企画実施につき調査審議するため、法第29条の規定に基づき中央公民館に松本市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。」とありまして、その3項のところに、「委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。(1)学校教育関係者、(2)社会教育関係者、(3)家庭教育の向上に資する活動の者、(4)有識者、(5)公募による市民、(6)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者」となっております。

教育長 先ほどの社会教育法とベースはあまり変わってないけれども、その他公募とかそれから教育委員会が認める者ということが入っているということですよ。

生涯学習課長 はい。

教育長 ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第17号は承認としたいと思います。

<議案第20号> 松本市指定文化財の指定について

文化財課長 議案第20号「松本市指定文化財の指定について」説明

教育長 改めて聞くと、廣澤寺や倉科家について解説するような講座をやってもらいたいなと思いました。

ご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。立石清重関係文書は文書館に寄託されているものもありますよね。

文化財課長 はい、そうです。いずれも一定の手続を取れば閲覧できますし、旧開智学校では公開展示等も今後は企画するなどしてお披露目する場はあるかと思います。廣澤寺文書は、なかなか見る機会がないですけれども、倉科家についても現状では個人所蔵ということなものですから、所有者の意向として将来的に公的な管理に移すようなことも考えとしてはあるようです。そういったご相談等があった場合には、スムーズに移行できるようなお手伝いはさせていただこうと思っております。

教育長 はい、分かりました。では、よろしいでしょうか。ぜひ、ご紹介など必要なことにも取り組んでいただきたいと思います。

教育部長 申し訳ありません。2ページの4番、内容のところですけども「松本にものった」とありますが、「松本に戻った」に訂正をお願いします。

文化財課長 申し訳ございません。

教育長 ありがとうございます。それでは議案第20号についてはご承認ということでお願いいたします。ありがとうございます。

これで公開の案件については議案は一旦終わりました。この後、報告第3号が各課事務事業報告ということでボリュームがあるので、一旦休憩いたします。50分再開でお願いしたいと思います。

(休 憩)

教育長 それでは、報告第2号から再開いたします。

<報告第2号> 令和4年松本市議会2月定例会の結果について

教育政策課長 報告第2号「令和4年松本市議会2月定例会の結果について」説明

教育長 新聞報道等でもありました内容等も重なりますけれども、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

橋本委員 金融教育ですけど、私は日銀を利用すればいいと思います。日銀の中に情報サービス局という部署があって、そこが全国の金融教育の中核部になっていて、そういう活動を支店レベルでもやっています。私も年間二、三校に金融教育の話をしに行っていたと思います。ところが、日銀はやりたくて仕方ないのだけれど、どちらかというと学校が後ろ向きの印象でした。小学校には小学校に見合った材料を持っているので、日銀にどんなことができるか聞き行ったら、日銀は喜ぶと思いますよ。ケースによっては、先生方の研修の中にも入れるという手もあるだろうし、日銀だったら、お金かからないと思いますし、相談に行ったらどうでしょうか。

教育長 ありがとうございます。お膝元にあるから活用していけるといいですね。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

こういったご意見を参考に、今後取り組んでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<報告第3号> 令和3年度教育部各課事務事業報告について

教育政策課長 報告第3号「令和3年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 それでは、各課長が入れ替わりで入りますので、一つずつご質問、ご意見、修正案がありましたらお願いします。

小柳委員 5月から各課の取組結果を点検評価委員の皆さんにということですが、どういう形で各課の取組みを見ていただけるのか、意見の聴取の仕組みを教えてください。

教育政策課長 今回お示ししました別冊に基づきまして、第1回目は課ごとにもう少し詳しい形で説明をさせていただいた上で評価をしていただきたいと思いますと考えております。

小柳委員 わかりました。

橋本委員 これは重点項目に沿って書いてあります。教育政策課もほかの課もですけど、コロナ対応が仕事内容として相当重たかったと思います。オンライン授業はその一環かもしれませんが、そういった部分を補記したほうがいいと思います。恐らく仕事量からいくとかなり多かったにも関わらず、そのメンションが少ないということが1点です。

もう1点は、ずっとこの案件のたびに申しあげていますが、何かスクラップしたものはありますか。毎回スクラップしたことを書いてほしいと言っています。

す。新たなことをやるのはいいけれど、今までやってきていることに新たなことを加えると労働投入量が増えないと処理できないですね。労働投入量を増やさずに新たなことをやるのだったら、何かをスクラップしないといけない。教育委員会がスクラップしないから学校現場でもスクラップされなくて、学校の先生方が大変だ、大変だと言っているわけで、スクラップをすることがとても重要な仕事だということをずっと教育委員になってから、毎回この事務事業報告のたびに申しあげてきているけど、そのメンションがないなという気がします。恐らく、時間外勤務が増えているのだと思うのですが、コロナで市職員の時間外勤務が急増という記事が新聞にも載っていましたが、何かを増やしたら何か減らさないと。メリハリをつけないといけないと思います。

教育長 確かに、コロナの対応は教育政策課もそうですけど、学校教育課も学校支援センターも学校給食課も先ほどご心配いただいた緊急時の連絡ですとか対応ということで随時やってきたこともありますので、例えば重点のところに入れられなくても社会情勢の変化の欄に補記をするというようなことができればいいですね。後々、このときはこういうことが大変だったという振り返りもできると思いますので、そこは必要な視点ということで共通して補記をしたいと思います。

スクラップという点では、なかなか今年教育政策課は難しかったと思います。地区の皆さんと語る会はやり方を見直そうということもあって、コロナのこともありましたが、見直しをした点かなと思います。赤羽課長どうですか。

教育政策課長 スクラップをしないと本当に増えていく一方でありまして、いろいろな事業の見直しをしていかないといけないかなとは考えてはいるのですけれども。

教育長 そうですね、加えて、先ほどのお話にもありましたこの評価を専門の方にさせていただくということも一つの大きな見直しだったと思います。社会教育委員の皆さんにやっていただく内容を本来の目的に沿ったものに見直そうということも大きく見直しができたことの一つではないかなと思います。

今いただいた視点をもとに補記をする部分があったら付け加えるということでもよろしいでしょうか。

教育長 それでは、教育政策課については、また何か後でお気づきの点がありましたらお願いしたいと思います。

学校教育課長 報告第3号「令和3年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご質問、ご意見をお願いします。

橋本委員 学校教育課なのか学校支援センターになるのか、今から申しあげる2点とも不明です。1つは、コロナ対応で非常に評価してることは換気を促進するために、今年の冬は非常に寒かった中で、灯油の予算を弾力的に使ってもらっていいですよという形で対応いただいた。きちんとやってくれた結果かどうかは明確にはわかりませんが、比較的各校での集団感染は最小限でとどめられたのかなと思っています。そこをぜひ重点目標の達成度のところにコロナのことが書かれているので、灯油と換気のことにはぜひメンションしておいてもらいたいと思います。

2点目は、オンライン授業ですけど、学校教育課でオンライン授業を取り上げていますが、実はオンライン授業の課題はハードよりもソフトにあると思っています。それはオンライン授業の議論を教育委員会でしてきましたが、ずっとソフトが問題だということで、予算もソフトのほうに多めに計上して、他市町村以上にソフト対応を取ってきたと思います。それでも今後の課題ですけど、今私の耳に入ってくる声は、先生による格差が大きいということです。オンラインで授業を映しているだけの先生もいるし、一人一人きちんと対応してくれている先生もいるとのこと。ライン授業のやり方自体がほとんど分かってない先生もいると。この間もらった報告書では、コロナがあってオンラインがようやく緒に就いたというような校長先生のコメントもありました。そういう意味ではオンラインは何とか形はつくったけど、まだまだ先生方のレベルアップが必要だということをどこかでメンションしたほうがいいと思います。それは学校教育課の重点項目にあるけど、ソフト面の話なのでひょっとしたら学校支援センターになるのかもしれないし、今後は研修関係になるのかもしれないけれども、どこでメンションするのがいいか調整して必ず書いておかないといけないと思います。

教育長 わかりました。1点目の暖房のことは施設担当で頑張っていたことなので学校教育課の方に記載して、2点目のオンラインの授業の改善については学校支援センターの社会情勢のところにオンライン授業のことがあるので、そこに付け加えるということではいかがでしょうか。

橋本委員 お任せします。

学校支援センター長 7ページをご覧ください一番下の課題と方向性のところで、ICT機器による授業の充実や授業改善に向けた教員の意識がさらに高まるようにと記載していますが、要するに力不足ですよということをここで述べていますので、指導主事の授業巡回指導とかあとは研修にも関わって大きな課題だと捉えております。

教育長 わかりました。ここは学力向上のところで書いていただいているのですが、学校支援センターのほうになってしまいますけど、社会情勢の対応というところでコロナ対応があって、オンライン授業の配信で選択できる分散登校をやりましたというところに、ただ、オンライン授業の質については今後の課題であるというようなことをここにも入れておいてもらったらどうでしょうか。

学校教育課の部分ではほかにはいかがでしょうか。

佐藤委員 評価とは直接には関係ないですけど、ここに挙げられているような教員不足、人が資本であるというところから、どうしても人材の充足は必要なところだと思うのですが、今朝のニュースでも、10月採用を取り入れているような事例がもう既に他県などで始まっているということなので、こういった経済的なバックアップももちろん有効だと思うのですが、様々な手法でぜひとも人材の充足を図っていただけたらと希望いたします。

教育長 直接の対応は県なので、県へは普段から要望はしているのですが、先ほどの学都松本寺子屋事業で人材バンクといいますかプラットフォームをつくっていく中で、もしかするとそこに応募してきてくださる方の中に講師の候補者になるような方も回を重ねていけば出てくるかもしれないなと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。学校教育課の部分はよろしいですか。

学校支援センター長 報告第3号「令和3年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご質問、ご意見をお願いします。

橋本委員 7ページの一番下の課題の学力向上のところに、指導主事による学校訪問等を通してとなっていますけど、ここに来年度新設の研修ということを書き込んだほうがいいのではないかと思います。

学校支援センター長 そうですね。

教育長 それと先ほどの教育政策課のところで出ましたけれども、学校教育課、学校支援センターもそうですけど、コロナ対応について総合評価のところでもいい

ですけれども、全体的にちりばめられていましたけれども、加えて緊急時にずっと連絡対応してきたということも一言加えていただくようお願いできればと思います。

学校支援センター長 わかりました。

小柳委員 いじめ防止対策と不登校、ひきこもり児童生徒への支援については、担当の横林先生が学校訪問していることから得られた成果も記述してはどうかと思います。

教育長 不登校支援アドバイザーですね。

おっしゃるとおりですね。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。それでは、ご指摘があったことも加えていただくようにお願いします。

学校給食課長 報告第3号「令和3年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。学校給食課はCということですが、これはアレルギー事故があったということと再整備の関係が決定まで至らなかったということでしたね。

学校給食課長 決定まで行ってないので、成果としては達成できていないという評価と、それからアレルギー事故を踏まえての評価です。

春原委員 食育地産地消推進ということに対して、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。流通関係は、特にJAとの連携をしっかりと取ると、もっとスムーズな形で食材も学校に回るだろうと思います。また子どもたちが松本一本ネギを自分たちで作っていますので、そういうものも含めながら食育ができればいいと思います。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

小柳委員 学校給食センターの再整備についてですけども、先日研究会で4案提示していただいて、考えていく方向が見えてきたところですが、一方で市民タイムスの記事が出ていました。ゼロベースでスタートして、いろいろなことを考えながら4案提案してもらい、その中のどれが現実性が高いのかということで進めてきているので、今後もその方向でよろしいですね。

学校給食課長 はい、センター化プラン3つと自校で合計4案でしたけれども、その中で実現性という観点からいくとプラン1、プラン2のそれぞれ2センターと3セン

ターというそういう方向性でこれから説明会などを行って意見を伺いながら最終的に決めていきたいということです。

教育長 きちんとゼロベースで自校給食に近い形とか提言書の内容を盛り込んだ形で検討したけれども、結果として、実現性としてはここということなので、あの記事の書き方だと何か大規模センターありきでやっているという印象を持たれかねないなということを感じました。

小柳委員 教育委員会がそう考えているのではないかというような雰囲気は私も感じました。

教育長 ほかに、いかがですか。よろしいですか。

給食センター再整備のことについては、実際議会報告もして、一部の議員さん以外はお認めいただいたということで先ほども議会の報告にありましたが、徹底的に高機能センターということを前提に安全管理をやってほしいということがありましたので、その説明資料をきちんとホームページでご紹介をして、教育長通信なども活用しながら市民説明会の前にも市民の皆さんに情報提供していきたいと思っております。

橋本委員 実現可能性を無視して議論しているので、方向性はわからないわけではないけど、実現可能性としてスイッチするタイミングもそうだし、コスト的な負担もそうだし、そこを強調したほうがいいですね。当然理想論はあるのかもしれないけど、それを実現可能な形にはなかなか今の状況では持っていけないわけだから、そこを理解してもらわないとですよ。

教育長 4月以降、市民説明会をやっていきます。

それでは学校給食課はよろしいでしょうか。ありがとうございました。

生涯学習課長 報告第3号「令和3年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

橋本委員 令和4年の成人式だけ書くのは片手落ちだと思います。延期した令和3年の成人式は中止する一方、令和4年成人式はという形で、延期した令和3年の成人式は中止したとことを必ず書いてもらいたいです。

生涯学習課長 はい。

教育長 そうですね。

ほかにいかがでしょうか。

小柳委員 コロナの感染によって公民館の活動が非常に停滞したことがわかりました。今後、コロナが収まるのを待って、今までの形を再開することになると思います。その収まるまでの間はデジタル化とかいろいろなことを試行錯誤していくのだろうけど、人と人とか関わったりつながったりしていくことで地域づくりや公民館活動をやっていくと思いますが、3の(1)のように多世代参画型地域共生コミュニティものづくり事業、つまり、これからの公民館活動という新しいスタイルをつくり上げられないかなと思いますので、この事業については期待しております。

教育長 おっしゃるとおりですね。

生涯学習課長 まさに今、おっしゃられたとおりコロナで一昨年はなかなか実施が難しく、中止をするという選択がかなり多かったのですが、今年度はそういう中でも何かできることをやろうというところが地区公民館や町内公民館もですけれどもできておりますので、そういう中でいわゆる新しいスタイルとか方向性が少し見えてきているかなと思っております。ありがとうございます。

橋本委員 新しいことはいいのですが、すごく反動的なことを申しあげれば、市の広報をデジタル化しようとして頓挫してしまいましたよね。一方で、公民館報をデジタル化するという議論を始めています。でも、ユーザーを考えてもらいたいと思います。一番よく読んでいる層は、たぶんシニア層ですよ。だからこそ公民館報は若い人たちもデジタル化で取り込んでいきたいということはわかりますが、今現在ニーズが高いのはシニア層だから、新しいこと始めるのはいいけど、今公民館活動にしても何にしても主力であるシニア層のニーズをしっかり踏まえて対応してもらいたいと思います。

生涯学習課長 しっかり説明できなかったのですが、この公民館報のデジタル化の話があったときに、編集委員の皆さんにもアンケートを取りました。やはり館報は性質的に手元に届いて初めて目を通すものということ、もう一つは高齢の方が読まれることが多いということからデジタル化は向かないのではないかといったご意見がかなりあったことは事実です。ただ、編集委員の中にも若い方もいらっしゃるものですから、そういった方々からすると実際に紙で見るとスマホで見たほうが便利だという方もいらっしゃいました。そういった中で今回、デジタル化を進めるという前提でこれをやるのではなくて、あくまでも館報の中で4回にわたって、読んでいただく方に投げかけていく内容の記事を編集委

員でやろうという話になったものです。

教育長 総合評価の社会情勢への対応で黒ぼつの3つ目に書かれていることがすごく遠慮がちに書いていますが、広報は市の広報担当職員が作っているもので、公民館報は地域の住民の皆さんが自ら手作りで協議をしながらつくっていく、そのことが一番大切な趣旨であるということに鑑みると、デジタル化の方向に向かっていくだけがこの営みの目的とは違うよねということがあったと聞いています。そのことを公民館報で特集して投げかけてくれているということですね。

生涯学習課長 そうです。

教育長 そこをもう少し補記してはどうでしょうか。

生涯学習課長 はい、わかりました。

教育長 それでは、よろしいでしょうか。生涯学習課・中央公民館については、今のところを補記していただくということをお願いします。

中央図書館長 報告第3号「令和3年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご意見、ご質問ありますでしょうか。

佐藤委員 ご報告いただいた内容を拝見する限りでは達成できたことが多く、課題と方向性のところも今後の方向性というところを中心に書いてくださっているので、あえてこれがAではなくてBであったところの理由がもしあるのであればお聞きしたいと思います。

中央図書館長 Aではなくてということですね。

佐藤委員 そうですね。達成できたことが多く盛り込まれているのでどのような部分かお聞きしたいです。

中央図書館長 図書館未来プランにつきましては、当初、本年度の策定ということで年度当初の重点目標として報告させていただいたところですが、策定を進めていく中で様々な意見を聞きながら丁寧に進めていきたいというところで遅れてしまっておりますのでBとさせていただきます。

佐藤委員 策定の計画の遅れによるということでしょうか。

中央図書館長 そうですね、慎重に進めたいと思ひまして。

佐藤委員 そうであるならば、Aでもいいのかなと思ったのですがいかがでしょうか。

橋本委員 私はBでいいと思います。というのは、図書館のサービス精神が欠如していると思うからです。どういうことかということ、例えば、図書館に行ったときに、

利用者が待っているのに本の整理をしていて、利用者がしばらく待たないといけ
ないとか、改修工事で引っ越しをするときに完全に休館にしてしまうとか。
図書館事業をやる根幹にサービス精神がないと成り立っていかないと思うので、
そこが欠如しているからBでいいと思います。

中央図書館長 今回の休館につきましては、2日間、予約本の受け渡しについては調整いた
しました。これからもいろいろな施設で老朽化ということが問題になって同様の
ことが発生する可能性がありますけれども、今後は今回のことを念頭に置いて、
皆さんに利用していただけるように努力していきたいと思います。

橋本委員 Bにするのであれば、そのサービス精神が欠如していると指摘があったとい
うことを書いたほうがいいと思います。

教育長 図書館についても、昔から、皆さんが利用しやすいということもあって、カ
ウンターでの態度について、ご指摘が多いとは思いますが、職員研修といっ
たことを行って、職員の意識改革や待遇改善に努めていくことを追記してはど
うでしょうか。

佐藤委員 この文面を見る限りでは、どこがBなのだろうと思ったので質問しましたが、
ちなみにその待遇研修等は、職員研修の中で盛り込まれていると思うのですけ
れども、図書館の職員の皆さんも受けられる機会があるということによろしい
ですか。

中央図書館長 待遇につきましては、市の職員研修において待遇研修を受けた者が図書館全
体会議の中で講師になって図書館員に研修をするようにしています。

教育長 また図書館の中でも、例えば講師を呼んで研修をやるということも検討して
はどうでしょうか。

中央図書館長 はい、わかりました。

小柳委員 1から3の中に当てはまらないですが、「社会情勢の対応」の中で、松本の
盲学校からの要望のことがありましたので、それに関わって障害を持つ方々へ
の図書提供についても目を配ってほしいと思いました。

中央図書館長 配達等もしておりますので、これから周知に努めて広めていきたいと思っ
ています。

教育長 図書館については、よろしいでしょうか。

文化財課長 報告第3号「令和3年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 白井課長、補足などありますか。

西部4地区担当課長 温泉地域という土地柄もございますので、文化財整備だけに注力するのではなくて、まちづくり活動と連携していくことを大事にしていきます。

教育長 ご質問、ご意見ありますか。

デジタル化ということを文化財課は教育委員会の中でも一番積極的に取り組んでいただけたと思っています。ただ、松本文化遺産は認定が1件もなかったことからBということですね。

文化財課長 これは団体側の事情もありまして、申請直前まではこぎつけたのですが、構成する文化財についてももう一度見直したいということで申請には至りませんでした。しかし、より充実を図るという意味では、さらにいい内容のものが出てくるということで、あえて申請を急かさずに、少し待つことにしたものですので、あまり後退としては捉えていないものです。ただ、毎年一件でも二件でも認定していくという目標の上ではゼロ件ということで率直に反省すべき点として判断しました。

小柳委員 SNSを使ってインスタグラムとか、YouTubeとかを粘り強く継続して進めてもらいたいと思います。

橋本委員 文化財の指定に関連して質問ですが、小松芳郎さんが亡くなりましたよね。このことは、文化財課、文化財指定にとって何か影響がありますか。

文化財課長 小松先生は、松本市の文化財審議委員会の委員として近代分野の資料の指定、調査等にご尽力をいただいております。大変大きな痛手で同じ分野において代わる委員の方をどうしようかということで、ほかの審議委員の先生方と人選を考えているところですが、右に並ぶ方がいらっしゃらないので非常に困っております。

先ほどお話しした立石清重関係文書については、小松先生が亡くなる直前までご尽力いただきまして、文化財指定にこぎつけることができたものです。立石清重文書をもって一旦、ここ最近課題になっている近世文書、近世資料については次の物がないのですけれども、ただほかの時代の資料とともに、これからの指定等による資料の保存、保全活用を目指す中では、すぐにでも小松先生に代わる方をお願いして、審議委員会の運営を安定化させることが課題と受け止めています。

橋本委員 後を継げる人に頑張ってもらいたいですね。

教育長 本当に人材を育成していかないといけないなと感じています。
それでは、文化財課はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

城郭整備担当課長 報告第3号「令和3年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご質問、ご意見はありますでしょうか。よろしいですか。
ありがとうございました。

博物館長 報告第3号「令和3年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 中原課長、補足ございますか。

基幹博物館建設担当課長 企画自体についてはいろいろな面で話題となっている中で、できるだけ市民の皆さんに参加いただいたりしながら、PRしていくということの中で進めてまいりました。特に親子現場見学会ですとか、将来の担い手となる技術者、建築学科のある高校生への見学会、そのほか多くの人にご参加いただいて手まりをつくっていただくなど、いろいろPRもしてまいりました。

教育長 はい、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

橋本委員 博物館については、1年遅れていたらすごくコストが上がってしまっていたと思います。ウッドショックの影響を少し受けてしまったけど、今は、ウッドショックどころではなくて、ほかの建設資材がものすごく高騰しているという記事が、二、三日前の日経新聞に出ていたと思います。

それから、博物館が考えることではないのかもしれないけど、松本城ではレーザー光線で、松本城の価値プラスアルファでいろいろ評判を呼んでいますよね。だから、旧開智学校にしても博物館にしても、今までは建物を造る、あるいは修繕していくというハード面に非常にパワーがかかってきたわけですけど、その後、より市民あるいは観光客に対し博物館なり旧開智学校の価値を上げられるようにソフトの充実、こちらにかじを切っていただければと思います。

博物館長 わかりました。

教育長 19ページが一番下のところ、「保存活用計画を策定し」というところは、成果を記載するところなので、「保存活用計画案を作成し」としてはどうでしょうか。

博物館長 はい。しておきます。

教育長 おおむね充実した案が出来上がってきていますので、間もなく皆さんにお示

しできると思います。

それでは博物館についてはよろしいですか。ありがとうございました。

皆さんからいただいたご意見を反映させるところは反映させていただいて、今後の対策と整理をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

<報告第4号> 令和3年度海洋教育パイオニアスクールプログラムの取組みについて

教育政策課長 報告第4号「令和3年度海洋教育パイオニアスクールプログラムの取組みについて」説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか

橋本委員 これは以前にも申しあげたことがありますけど、宮城県の気仙沼はリアス式海岸でいろいろなお魚がたくさん捕れるのですけれども、そこのカキの養殖業者さんで畠山さんという人が書いた本に、「森は海の恋人」という本があります。リアス式海岸はリアスになっているから魚がたくさんいるのではなくて、実はその裏側にある山からの栄養豊富な水が海に流れ出ることによって豊かな漁場ができています。海が豊かになるということは、山側がいかに気を遣っているかということです。上流で川を汚してしまったら下流の海は豊かにならないです。だから漁師が山に感謝して、山に行って植樹をしています。私も行きました。そういう意味では、このモデルをもう少し下流側の新潟県や愛知県の人たちと結びつけられるようなプログラムに発展できればいいと思います。ただ単に環境問題というだけでなく、エコノミーにもつながっていく話なので、重要な問題だと思います。

佐藤委員 海は山とつながっているということがまさにテーマで放送されていたのが、NHKの前回の朝のドラマだったと思います。

関連して、特徴がある取組みとして挙げられていた安曇小学校で、マイクロプラスチックの問題を取り上げているこの事例は、まさに新潟まで行ったり、宮城の漁港の取組みまで発展させたり、環境問題と農業問題の両方の解決というか矛盾という点を取り上げているところが、すごく投げかけるものは大きいなと思って拝見しました。これをどこかで発表する機会は今後あるのでしょうか。これは、ぜひとも広く大人も知るべき問題だと思いましたので、安曇小学校に限らずかもしれませんが、この取組みを発表できる場がぜひ設けられるべきかと思います。

教育長 そうですね。校長先生たちにも相談して、何らかの検討をしてみたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

<報告第7号> 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について

学校給食課長 報告第7号「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について」説明

教育長 この前ありましたアレルギー事故も含めて改定をしたということでした。ご質問、ご意見ありますでしょうか。

橋本委員 マニュアル自体はこれでいいと思いますが、栄養士が作成した書類を事務職員が確認するというパターンになっていますよね。栄養士と事務職員の関係がわからないですけど、通常、確認をした人のほうが責任は重いと思いますので、このシステムがきちんと機能するように、責任は重いということだけはしっかり認識をした上で進めてほしいと思います。

教育長 事務職員もきちんと基礎知識を得た上でやってもらうということですよ。

学校給食課長 そうです。当然、私も含めて事務職員ですが、栄養価の配合表と発注の内容についてこことここを確認してということをして二人で指差し確認をしてということをやっています。

教育長 他にはどうでしょうか。

佐藤委員 東京都のマニュアルに関しては承諾を得たということで承認番号もつけていただいているんですが、松本広域消防局から提供を受けた資料に関しては、その出典元等がないので、どこからの提供なのか出典元の記載があるべきではないかと思っています。

教育長 私も同感です。それと、この東京都のマニュアルも確かに48ページにはそのことが書いてありましたけど、41ページのところにも同じように書いたほうがいいと思います。

ほかにはいかがですか。

よろしいですか。作成後が大事だと思いますので、保護者の皆さんに周知ですとか、それから職員の間で徹底をしていきたいと思っています。ありがとうございました。

<周知事項1> 春の大型連休における教育施設の開館について

教育長 裏面に表があります。コロナの状況で変わってくることもあるかもしれませんが、ご覧いただいて参考にしていただきたいと思います。

それでは、この後の会議は非公開となりますので、傍聴者の方々は退席をお願いいたします。

<議案第18号> 松本市成人式について【非公開】

生涯学習課長 議案第18号「松本市成人式について【非公開】」説明

教育長 それではこの案件についてご意見をお願いいたします。

橋本委員 これは、内容が成人式についてではないので表題がおかしいと思いますし、以前から申しあげていますが、私は実施することにも反対です。

教育長 ほかの方のご意見をお一人ずつお聞きしたいと思います。

小柳委員 細かいことですが、記念撮影はなくていいのではないかと思います。9名の実行委員の皆さんのうち、3名の方は出られないとありますし、今回対象となっている人たちもかなり欠席される方がいるのではないかと考えると、記念撮影はしなくてもよいのではないかと思います。

教育長 実施すること自体はいいということですか。

小柳委員 はい。

教育長 それでは春原委員は。

春原委員 もろもろ踏まえて開催をしていただきたいと思います。

教育長 佐藤委員、どうですか。

佐藤委員 8月というこの時期になった理由は、お盆の時期で帰省する学生さんが多いからという想定でしょうか。

生涯学習課長 そうですね、一番はそこのところですか。それから、会場の都合等もありますので、1年先送りということも考えましたが、この時期がいいのではないかとということです。もう一つは、OMFをやっているものですから、そういったところともうまくコラボできれば、待ち望んでいた人たちに少しでも気持ちよく参加してもらえるのではないかなど、そういう思いもあってこの時期にしました。

橋本委員 しかし、この年の人たちだけがほかの年の成人式の人たちに比べて、too muchになりませんか。そもそも前から申しあげているように、成人式をや

ることでそのあと参加した人たちは飲みに行くことが予想されますよね。それがわかっているのに、なぜ公費を使って集まる機会を設けるのかと、いまだにそう思っています。

佐藤委員 就活の時期とどうしても重なるので欠席という意見も多いので、お盆で帰省をしていたり、あるいは就活であっても地元でUターンで就活をする学生にとってプラスなのかなとも思いますし、開催自体には賛成です。

教育長 先ほど写真の件がありましたが、検討の余地はありますか。

青少年ホーム所長 写真についての要望とかは特段はないですけど、記念に残るということでできれば撮ってあげたいなどは思います。

教育長 先ほど橋本委員から too much というお話もあって、いつもは写真、プロの人に撮っていただいて、プリントして郵送してますよね。だから、そのスポットだけつくって、希望のクラスがいたらここで撮りますよというようなことをやれば、経費の節減になったりということもあるのかなと思いますが。

青少年ホーム所長 例年は4か所設けて、中学校ごとに撮っています。大体1時間ぐらいかかっていますけども、当然、調整を取りながら、なるべくコロナということもありますので密にならないように考えていますが、今教育長がおっしゃったような方法ですと、そういうところの調整が難しいかなと思います。

小柳委員 今回は「成人のつどい」なので、成人式と同じことをしなくてもいいのではないかと思います。ですので、中学校ごとの写真撮影は検討したほうが良いと思います。

佐藤委員 別の視点から、8月で自由な服装でといっても、どうしても振袖を着たくて振袖を着てくる方もいらっしゃるかもしれない中で、この時期、熱中症を心配してしまいます。1時間10分は相当長い時間待たされるので、きちんと冷房環境がある中であればいいですけども、振袖を着たままその時間待つというのは非常に大変なことかと想像しますが、その辺の時間的なものを考えたときに、なかなかこの写真撮影で1時間10分というのは厳しいかなと思います。

教育長 中学校ごとに集まって座ってもらいますよね。だからそのスポットをいくつかつくっておいて、自由に撮影してもらおうということだって考えられるのではないかなと思いますけどいかがですか。

生涯学習課長 そのような方向で検討したいと思います。

小柳委員 今後、この件については市長部局とのすり合わせをされるということですか。

教育長 そうです、これから庁議や議会にお諮りします。
 それでは、いただいたご意見を基に開催の方向で協議をしていきたいと思
 います。ありがとうございました。

橋本委員 議事録に4対1と残してくださいね。

教育長 そうですね。賛成4反対1ですね。
 そして、タイトルは確かに変えたほうがいいかと思
 います。

生涯学習課長 はい、わかりました。

<議案第19号> 地区公民館長の任命について【非公開】

 非公開案件につき内容省略

 ⇒ 承認

<報告第5号> 各種学校への補助金交付に関わる視察調査結果について【非公開】

 非公開案件につき内容省略

 ⇒ 承認

<報告第6号> 指導上の措置について【非公開】

 非公開案件につき内容省略

 ⇒ 承認

<その他> その他について

事務局 「その他ついて」説明

教育長 本当に長時間ありがとうございました。以上で、第12回定例教育委員会を
 終了します。お疲れさまでした。

《閉会宣言》

伊佐治教育長は、令和3年度第12回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

 <午後7時25分閉会>

会議録調製職員

 教育政策課教育政策担当係長

 小澤 弥生

会 議 録 署 名 委 員

小柳 廣幸

橋本 要人
